

調 査 の 概 要

1 調査の目的

我が国の工業の実態を把握し、工業に関する施策の基礎的資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される指定統計調査(指定統計第10号)である。

3 調査の期日及び期間

平成17年工業統計調査は、平成17年12月31日現在で実施し、平成17年1月1日から平成17年12月31日までの1年間の実績について調査した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類(平成5年総務庁告示第60号)に掲げる大分類F－製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く)。

5 調査票の種類

- ア 甲調査－従業員30人以上の事業所
- イ 乙調査－従業員29人以下の事業所

6 調査の方法

製造業の事業所(工場、製造所、作業所等)ごとに、従業員数によりそれぞれ所定の調査票を用い、管理責任者が自計申告したものである。

調査票の配布収集には県知事が任命した調査員が当たり、調査員は市町村長の指揮監督のもとに調査に従事した。

7 調査事項

事業所の名称及び所在地、従業員数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品在庫額等、製造品出荷額等、有形固定資産、工業用地及び工業用水等である。

8 集計及び公表

経済産業大臣は、調査票を審査・集計し、集計完了の際に公表する。

市町村は、都道府県知事の承認をうけて集計及び公表することができる。

9 その他

平成17年の調査では、製造業に属する事業所の全数調査であったが、平成16年では従業員3人以下の事業所の一部を乙調査の対象から除いたので、本編では時系列比較のため従業員4人以上の事業所について集計することとし、従業員3人以下の事業所については参考資料1として収載した。